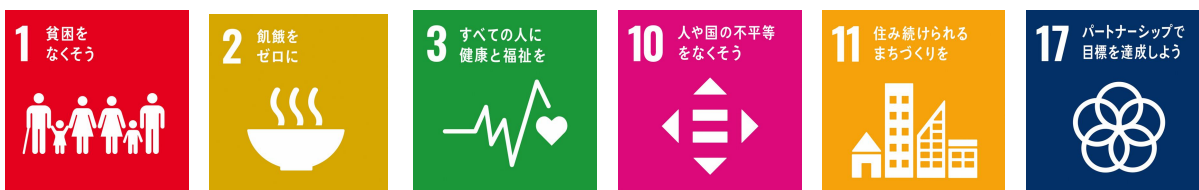




基本施策3-1-1 地域福祉活動の充実



現状と課題

少子化、核家族化などの社会構造の変化により、家庭及び地域における市民相互のつながりの希薄化が進み、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。今後は、住み慣れた地域で助け合い、誰もが安心して安全に生活できる社会の実現のため、人材育成と地域を支えるネットワークの構築が必要です。

また、社会経済情勢が一層厳しくなる中、援護が必要となる世帯の抱える問題の複雑化・多様化がみられることから、状況を的確に把握し、きめ細かく対応する必要があるとともに、生活困窮者自立支援制度により、生活保護に至る前の段階での自立支援策の強化を図り、一人ひとりの状況に合った支援を行う必要があります。

基本方針

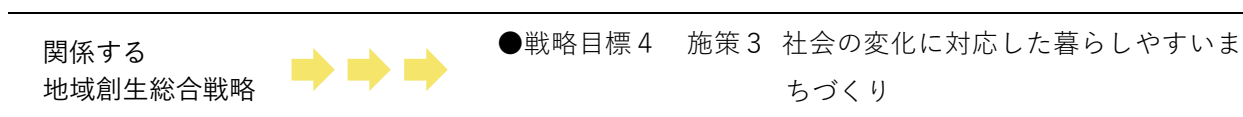
市民の地域福祉活動に関する理解を促進することで、市民一人ひとりが地域社会の一員として主体的に地域福祉活動に取り組む姿勢を醸成し、地域に根ざした福祉活動が活性化するように支援します。

生活基盤が不安定な状況にあるなど困難を抱えた世帯に対して、状況に応じた適切な支援を行えるよう、地域や関係機関などと連携して包括的な支援を行う体制を構築します。

項目	実績値		めざそう値
	令和2	令和6	令和12
地域福祉活動が充実していると思う人の割合	41.7%	45.9%	49%

取り組み事項	内容	主な事業
①地域福祉の体制づくりと活動を支援する	<p>市民が福祉を他人事ではなく我が事として考え、地域社会の一員として支え合う意識を高めるため、啓発活動に努め、世代間交流、福祉施設との交流など地域福祉活動への市民の積極的な参加を促進します。</p> <p>多様な地域福祉の課題に対応するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会などと連携し、ボランティア、NPO、市民団体など多様な民間主体の担い手とともに、地域福祉活動の推進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会活動事業 ・総合福祉会館管理運営事業 ・生きがい交流センター管理運営事業
②地域福祉のセーフティネットを推進する	<p>生活基盤が不安定な状況にある人の生活実態を的確に把握し、状況に応じた支援に取り組むとともに、生活困窮者自立相談支援事業や社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度などの活用により、生活困窮者の支援に取り組めます。</p> <p>また、生活保護受給者については、適正・的確な制度運用を行う中で、自立に向けた支援に取り組めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立相談支援事業 ・生活保護受給者就労支援事業 ・生活保護事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	第3次地域福祉計画	令和5～令和9

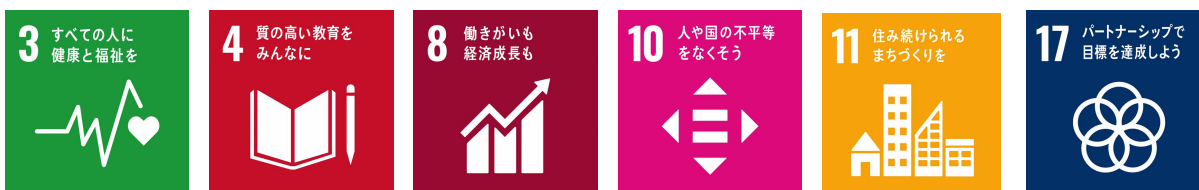


第3章

第2節 障害のある人が安心して暮らせるまちづくり



基本施策3-2-1 地域生活支援の充実



現状と課題

本市の障害のある人のうち、身体及び知的障害者数はほぼ横ばい状態ですが、精神障害者は年々増加し、高齢化も進んでいます。

誰もが、必要な障害福祉サービス及び支援を受け、可能な限り、住み慣れた地域で暮らすことができる環境づくりを進めていますが、更なる相談支援体制の強化が必要です。

また、障害のある人が地域で自立した生活を送るための就労支援や社会参加を促進する地域生活支援の充実が求められています。

基本方針

障害のある人が、必要な支援を自らの意思で選択しながら、能力及び適性に応じて自立し、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるまちを目指すとともに、必要な時に相談できる体制の充実を図り、地域生活拠点の整備、各種福祉サービスなどに対する支援を行います。

また、経済的・社会的に自立し、生きがいある生活が送れるよう、就労支援を促進するとともに、スポーツ・文化活動を通じて障害のある人の社会参加の促進を図ります。

また、障害のある人もない人も地域社会の一員としてお互いに認めあい支えあえる地域共生社会の実現に取り組みます。

めざそう値

項目	実績値		めざそう値
	令和2	令和6	令和12
障害のある人に対する生活支援が充実していると思う人の割合	32.9%	36.8%	43%

取り組み事項	内容	主な事業
①社会参加を支援する	<p>障害の早期発見及び早期治療のため、療育体制の充実を図ります。障害のある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、障害者基幹相談支援センターを中心に相談支援事業所と関係機関との連携を強化し、ニーズに応じた相談支援体制を充実します。</p> <p>また、障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見制度の周知及び利用を促進します。</p> <p>障害のある人が生きがいを持って活動できるよう、スポーツ、レクリエーション、文化活動などの充実を図り、地域住民との交流の場を創出します。</p> <p>また、まちで不安・不自由さを感じることなく、いきいきと活動できるよう、移動やコミュニケーションを支える基盤を強化し、外出介助、朗読、手話通訳など、障害のある人に対するボランティア活動の推進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者地域生活支援事業 ・成年後見制度利用支援事業
②障害福祉サービスを充実する	<p>障害のある人が、家庭・地域で安心して生活できるよう、在宅福祉サービスの充実、医療費の助成などの生活支援を行います。また、地域で自立できるよう、グループホームなど、障害のある人の特性、ライフスタイルなどに応じて選択できる多様な住まいの提供について、適切な支援を行います。</p> <p>障害のある人の就労支援のため、西播磨障害者就業・生活支援センター、ハローワークなど関係機関と連携を図り、就労に対する理解を深めるため、企業などに対し啓発活動を行い、雇用の促進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援事業 ・障害児通所給付支給事業

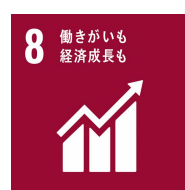
	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	第4次障害者基本計画	令和6～令和11
	第7期障害福祉計画	令和6～令和11
	第3期障害児福祉計画	令和6～令和11

第3章

第3節 子育てしやすいまちづくり



基本施策3-3-1 子育て環境の充実



現状と課題

少子化が進み、子どもが減少する一方、核家族化や共働き世帯が増加し、家庭での育児不安、ストレスなどに悩む保護者も増加しており、その対応が求められています。

このような中、妊娠期の健康維持、出産に対しての不安解消や子どもの病気・けがへの対応などの不安を解消し、安心して妊娠、出産及び子育てができるように、包括的に相談・支援する仕組みづくりが求められています。

基本方針

子育て世帯が安心し、心にゆとりをもって、楽しく子育てができるよう、各種情報の提供及び相談体制の充実を図り、子育てしやすいまちづくりを目指します。

さらに、地域や関係機関と連携し、妊娠期から子育て期まで継続的な支援の充実を進め、地域の子育て力の強化を図ります。

めざそう値

項目	実績値		めざそう値
	令和2	令和6	令和12
不安感や負担感などを感じず子育てができる環境であると思う人の割合	50.9%	44.9%	58%

取り組み事項	内容	主な事業
①母子保健対策を推進する	妊娠期から子育て期まで伴走的に関わり、妊産婦のニーズに即した支援を総合的に展開します。 妊娠から出産、さらに子どもの発育・発達段階に応じた健康診査及び相談・訪問指導を充実させます。	<ul style="list-style-type: none"> ・育児等健康支援事業 ・乳幼児健康診査等事業 ・母子保健相談指導事業
②子どもへの虐待防止対策を推進する	母子保健活動との連携により、より早期に支援を必要とする家庭の把握に努めるとともに、地域住民の見守りの必要性について啓発し、要保護児童対策事業の強化により、問題解決を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センター運営事業 ・子育て家庭支援訪問事業 ・要保護児童対策事業
③ひとり親家庭などの自立を支援する	子育て支援、就業支援及び養育費の確保のための経済的支援について総合的な対策に努めるとともに、積極的な情報の提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等自立支援給付金事業 ・交通遺児激励事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	第3期子ども・子育て支援事業計画	令和7～令和11
	第2次 あいのまち あいおい 健康プラン 21	令和7～令和11

関係する 地域創生総合戦略		●戦略目標1 施策1 パパママ応援
		●戦略目標1 施策2 子どもたちの成長応援
		●戦略目標1 施策3 地域の子育て応援



基本施策3-3-2 子どもの健やかな発育の支援



現状と課題

女性の社会進出の進展、就労形態の変化などにより、保育に対するニーズはますます高まり、多様化しており、こども家庭庁の発足後、こども誰でも通園制度など新たな制度の導入も検討されるなど、子育てと仕事が両立できる社会の実現のため、保護者のニーズに対応した事業が必要になります。

また、幼児教育との連携、少子化に伴う子どもの減少、施設の老朽化などを踏まえた就学前児童の保育・教育のあり方の検討が必要です。

さらに、子育てにかかる経済的負担の軽減のため、子育て支援の施策により、多様性のあるきめ細かい子育て支援サービスの展開が必要です。

基本方針

保護者が不安なく子育てと仕事を両立できるよう、安心して子どもを預けられるサービスの充実を図るとともに、地域とともに子育てする実感が得られるよう、様々な子育て支援を充実させます。

また、相生市就学前保育・教育施設のあり方案に基づき、段階的に市立幼稚園、市立保育所を統合し、認定こども園として運営し、待機児童の解消を図ります。

めざそう値

項目	実績値		めざそう値
	令和2	令和6	令和12
子育て支援サービスが充実していると思う人の割合	61.4%	47.8%	68%

取り組み事項	内容	主な事業
①多様な保育サービスの充実を図る	<p>仕事をしながら子育て中の保護者が安心して働けるよう、また、子どもが安全に過ごせるよう、保護者のニーズの把握に努め、多様な保育サービスを実施します。</p> <p>また、相生市就学前保育・教育施設のあり方に基づき、市立保育所、市立幼稚園を統合し、認定こども園として運営していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別保育補助事業 ・保育所管理運営委託事業 ・保育所等運営事業
②子育て支援サービスを充実する	<p>子育て中の保護者が、悩みを共有したり、気軽に相談できる子育ての仲間をつくり、心理的な負担が軽減されるよう拠点を整備し、全ての子育て家庭が必要な支援を受けられるようサービスの充実を図るとともに、閉じこもりがちな保護者への働きかけを行います。</p> <p>また、様々な子育て及びサービスの情報を提供する体制の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業 ・子育て情報提供事業 ・ファミリー・サポート・センター事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	第3期子ども・子育て支援事業計画	令和7～令和11
	第3次地域福祉計画	令和5～令和9

関係する 地域創生総合戦略	→ → →	●戦略目標1 施策1 パパママ応援
		●戦略目標1 施策2 子どもたちの成長応援
		●戦略目標1 施策3 地域の子育て応援



基本施策3-4-1 地域医療の充実



現状と課題

少子高齢化、疾病構造の変化、医療技術の高度化などにより、患者は大病院志向になっています。また、全国的に医師、看護師など医療従事者の慢性的な不足、医療費の増大など、医療を取り巻く環境は一層厳しくなっています。

特に、夜間の救急体制及び産科・小児科の開設が圏域における大きな課題となっています。現状の医療環境においては、2次保健医療圏域での医師確保、ネットワーク化などによる医療体制の構築を進めていく必要があります。

基本方針

誰もがいつでも安心して、必要なときに必要な医療を受けられることができるよう受診機会の確保に努めます。

また、県、医師会、関係機関などと連携を図りながら、生活に密着した医療と、入院及び専門的医療を提供する2次医療を踏まえながら、地域医療及び救急医療体制の充実を図ります。

めざそう値

項目	実績値		めざそう値
	令和2	令和6	令和12
安心して医療を受けられると思う人の割合	50.0%	48.6%	53%

取り組み事項	内容	主な事業
①地域医療体制を充実させる	<p>医療圏内で入院治療及び専門的な医療を提供する2次医療の位置付けを踏まえながら、地域医療体制の充実を図ります。</p> <p>また、かかりつけ医を持つことについての啓発を行います。</p> <p>産科・小児科については、播磨姫路圏域(西播磨地域及び中播磨地域)で協議を重ね、医療体制の充実を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療施設運営事業
②地域医療に貢献できる人を育成する	<p>今後、看護・介護サービスの拡充の必要性が更に高くなることが予想される中、看護に必要な知識、技術と豊かな人間性を有し、地域医療に貢献できる人材を育成します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・看護専門学校運営事業
③安定した市民病院運営を行う	<p>地域に密着した医療を適正かつ安定的に提供するために、継続的に経営改革に取り組みます。</p> <p>また、地域医療構想への対応を含め、地域で医療・保健・介護サービスを提供する機関と連携を深め、市民の健康を支えていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民病院運営事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	市民病院経営強化プラン	令和6～令和9



基本施策3-4-2 健康づくりと予防対策の推進



現状と課題

生活習慣の変化から、がんや循環器疾病などの生活習慣病が増加し、疾病構造も大きく変化しています。また、寝たきりや介護を必要とする人の増加や医療費の増大が社会問題となっています。

今後は、市民の健康に対する関心を更に深めるためにも、健康増進及び食育の観点から健康づくりのための支援を進めていく必要があります。

また、感染症予防対策については、感染症予防事業の正確かつ迅速な情報収集と発信が求められています。

基本方針

市民一人ひとりが自ら主体となって健康づくり・健康管理を行い、生涯にわたり健康な体と豊かな心で暮らせるまちを目指します。

健康づくりの場と機会を提供し、市民の健康維持・健康増進の意識を高め、健康の自己点検のための生活習慣病健康診査をはじめとした各種健康診査及び相談体制の充実を図ります。また、食を知り市民が主体となる食育の輪を広げます。

さらに、感染症対策の情報を正確かつ迅速に提供できる体制を強化します。

めざそう値

項目	実績値		めざそう値
	令和2	令和6	令和12
健康づくり支援と予防対策が充実していると思う人の割合	44.2%	45.8%	51%

取り組み事項	内容	主な事業
①健康づくり意識を醸成する	保健センターを拠点とした各種健康づくり事業を展開し、市民自らが主体となって健康づくりに取り組む意識を醸成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進事業 ・食育推進事業 ・特定健診・特定保健指導事業 ・健康づくり推進事業
②感染症などの予防を推進する	<p>感染症発生などの緊急時に対応するため、感染症対策の充実に努め、予防対策や市民への正確かつ迅速な情報提供により、感染拡大の防止に努めます。</p> <p>また、予防接種については、正しい知識の普及と理解に努め、接種率の向上に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種事業 ・感染症予防事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	第2次 あいのまち あいおい 健康プラン 21	令和7～令和11

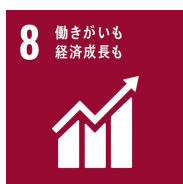
関係する
地域創生総合戦略



●戦略目標4 施策2 健康長寿なまちづくり



基本施策3-5-1 日常生活支援の充実



現状と課題

本市の高齢化率は35%を超え、超高齢社会となっており、一人暮らし高齢者数も増加しています。こうした中、地域住民同士の支え合い・助け合いが重要となる一方、家族関係は多様化しており、地域でのつながりも薄れつつあります。

今後は、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の居住環境の向上を図るための支援、地域での交流、生きがいつくり、就労の場の提供などを通して、元気な高齢者を社会参加へ促す取り組みが求められています。

基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、居住環境の向上を図るための支援や高齢者が気軽に集い参加しやすい学習活動の場を設けるとともに、社会活動や地域活動への参加の機会づくりなど、本市に適した在宅福祉サービスを充実させます。

めざそう値

項目	実績値		めざそう値
	令和2	令和6	令和12
在宅福祉サービスが充実していると思う人の割合	33.2%	35.9%	44%

取り組み事項	内容	主な事業
①在宅福祉サービスを充実する	<p>高齢者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らし続けることができるよう在宅福祉サービスの充実を図ります。</p> <p>さらに、在宅生活が困難な高齢者には、生活の安定を図るため、養護老人ホームへの入所支援を行うなど、状況に合わせた的確な支援に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・老人保護措置事業 ・高年クラブ等社会活動促進事業 ・高齢者等住宅改造助成事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画	令和6～令和8
	第3次地域福祉計画	令和5～令和9

関係する
地域創生総合戦略



●戦略目標4 施策2 健康長寿なまちづくり



基本施策3-5-2 地域包括ケアの推進



現状と課題

後期高齢者の増加に伴い、今後とも介護を必要とする高齢者、認知症の高齢者が増加していくことが見込まれます。

これまで、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。これからは、高齢者の自立支援及び要介護状態の重度化防止を図り、介護保険制度の持続可能性を確保し、地域共生社会の実現を目指す必要があります。

また、住み慣れた地域で自立した生活が送れるように、介護状態になることを未然に防ぐための予防事業などきめ細かな支援体制の充実が求められています。

基本方針

高齢者が健やかで安心した生活を維持するため、保健、医療、福祉など相互の連携を図りながら、要支援・要介護状態にならないよう自立支援及び介護予防の取り組みを進めます。

また、介護が必要となった場合には、一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを提供し、在宅で生活を送れるよう支援します。在宅での生活が困難となった場合には、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域密着型サービス、サービス付高齢者向け住宅などの施設整備を推進します。

めざそう値

項目	実績値		めざそう値
	令和2	令和6	令和12
高齢者が安心して暮らせるための支援が充実していると思う人の割合	37.3%	39.5%	47%

取り組み事項	内容	主な事業
①介護予防などを推進する	生活機能が低下し、要支援・要介護状態になるリスクの高い高齢者を早期に把握し、運動機能向上、栄養改善のプログラムなどを実施し、要介護状態に陥ることを効果的に防ぐ取り組みを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・生活支援サービス事業 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業
②介護サービスを充実する	高齢者が住み慣れた自宅、地域で生活できるように、ホームヘルプサービスなどの必要なサービスが受けられるよう、地域密着型サービスの整備を図り、各種介護サービスの充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費等費用適正化事業 ・介護保険事業
③生活支援のサービスを充実する	<p>高齢者が気軽に集い、仲間と出会い、安心して過ごせるように多様な学習、スポーツ、レクリエーションなどの活動の充実を図り、積極的な地域社会活動への参加を促します。</p> <p>さらに、高齢者が地域で暮らしやすい生活を確保するため、市民同士の支え合いの仕組みづくり、見守り体制の整備など、市民の自主的な活動を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者見守り事業 ・認知症高齢者サポート事業

	計画名称	計画期間（年度）
関連計画	高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画	令和6～令和8
	第3次地域福祉計画	令和5～令和9

関係する
地域創生総合戦略



●戦略目標4 施策2 健康長寿なまちづくり